

R6年度から

森林環境税 (国税)



が始まります

森林環境税とは・・・

温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、**令和6年度から** 課税されます。

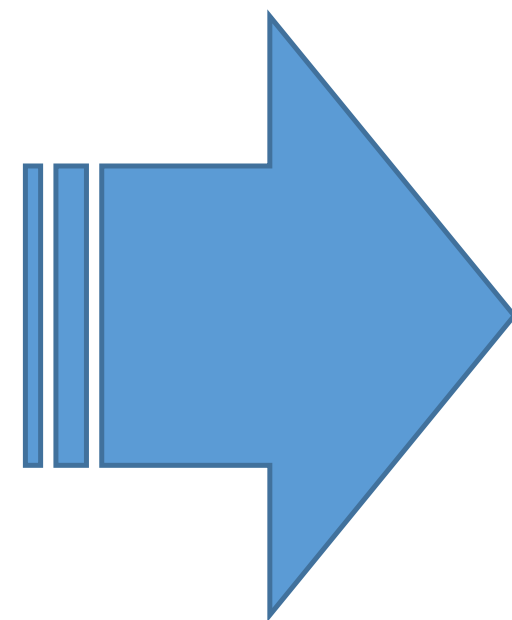
税率 (額) ・ 課税方法

○年額 1, 000 円を個人市県民税 (均等割) と併せて賦課徴収します。

令和5年度まで

令和6年度から

市 県 民 税	県民税均等割 (2,000円) ※
	市民税均等割 (3,500円) ※



国 税	森林環境税 (1,000円)
市 県 民 税	県民税均等割 (1,500円)
	市民税均等割 (3,000円)

合計 5,500円

合計 5,500円

合計額は変わりません

※令和5年度まで東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源として市県民税に各500円 (計1,000円) が増額されています。

納税義務者 (個人)

○国内に住所を有する個人

ただし、生活扶助を受けている人や障がい者の方など市県民税が非課税の人については、森林環境税が課税されない場合があります。

☆☆☆制度の詳細につきましては「総務省」や「林野庁」のホームページをご確認ください☆☆☆

総務省 森林環境税及び森林環境譲与税

検索



林野庁 森林環境税及び森林環境譲与税

検索

